

トータルコンサルティングオフィス

税理士平本事務所ニュース

編集・発行人 税理士 平本 祐一

事務所 水戸市宮町 2-3-102
〒 310-0015 梅善ビル 2・3 階
TEL 029 (226) 0865 FAX 029 (226) 0793
E-mail topassis@js6.so-net.ne.jp
http://hiramoto-office.com/

税理士の独り言

「はきそうになった」と言うレッドソックスの上原投手もどんなに努力しても結果でしか評価されません。紙一重で勝敗を分けるものは、自分の能力や置かれた状況を冷静に分析するクールな心と、努力や執念や思いの強さ、追い詰められた時のプレッシャーに耐えられる精神力といったホットな心のバランスです。

経営者が事業を成功させるためには、ノウハウよりも結果がすべてであるという覚悟と人生をかけるほどの努力です。つまりは経営者の人間的な資質です。

楽しんで儲かりません。

私の書棚より

○不況は成長のチャンスであると考えている。不況に遭遇したときに、懸命に努力することによって、ひとつの「節」のようなものが企業につくられていく。そうした節が多いほど、竹と同様に、企業体質が強靱になっていくのである。

○ビジネスは「燃える闘魂」を持って挑まなくてはならないが、その前提として、「世のため人のため」といった高邁な精神を備えていなくてはならないのである。

「燃える闘魂」

稲盛和夫著 毎日新聞社

税務アンテナ

□給与所得者が負担すべき費用を使用者が負担した場合には、その経済的利益の供与に対して給与所得として課税されます。

社員旅行の場合、旅行期間4泊5日以内、参加する社員等の数が50%以上で、その負担した費用の額が社会通念上一般的であれば給与所得にはなりません。高額な負担になれば給与所得となり、使用者は源泉徴収する必要があります。

また、使用者が駐車場の費用を負担して、社員に無料で使用させている場合も、給与所得として課税されることとなります。

□扶養親族とは、その人の親族で納税者と生計を一にするもののうち、合計所得金額が38万円以下の者とされています。

親族とは、6親等内の血族、配偶者、3親等内の姻族であるため、養子縁組をした子、認知した子も扶養親族となります。

生計を一にするとは、同じ家屋に起居している場合のほか、生活費や療養費等について送金している場合も含まれるため、離婚後養育費を送金している子や、施設に預けている親も扶養親族となります。

また、扶養親族に該当するかどうかは、その年の12月31日の現況、死亡した日で判断されますから、年末に誕生した子や出生後死亡した子も扶養控除の対象となります。

税務に関するご質問をお受けしております。お気軽にお問い合わせ下さい。

11月の税務スケジュール

10日	○10月分の源泉所得税の納付 (休日につき11日)
15日	○所得税の予定納税額の減額の申請
30日	○9月決算法人の確定申告 ○26年3月決算法人の中間申告(予定申告) ○12月、26年3月、6月決算法人の消費税中間申告 (休日につき12月2日)

30日	○11月決算法人の消費税各種選択届出書提出 (休日につき29日)
-----	-------------------------------------

今月の贈る言葉『たったひとりしかない自分をたった一度しかない一生を本当に生かさなかったら人間生まれてきたかいがないじゃないか』 by 山本有三